

亀山市告示第 1 1 9 号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 4 月 2 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 5 5
- 3 路線名 能褒野 3 8 号線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 能褒能町字能褒能 2 5 番 5 1 地内
(2) 終点 能褒能町字能褒能 2 5 番 5 3 地内
- 5 供用開始の期日 平成 2 8 年 4 月 2 0 日